

令和6年度 入札参加資格審査申請書提出要項（建設工事）

令和6年度において甲賀広域行政組合が発注する建設工事の入札等に参加を希望される方は、次の事項に留意のうえ、建設工事入札参加資格審査申請書を提出してください。

本年は、中間年になりますので、令和5年度に登録されている方は、申請の必要はありません。
ただし、希望業種を変更又は追加する場合は、再度の申請が必要です。
管内・準管内業者の方は、毎年更新のため、本年も申請の必要があります。

1. 受付方法

郵送又は宅配便に限ります。

※記載内容及び添付書類に不備のあるものは受けません。

- (1) 封筒の表に「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。
- (2) 他の種類の入札参加資格審査申請書は同封しないでください。
- (3) 受理通知が必要な場合は、返信用封筒等を同封してください。

2. 受付期間（厳守）

令和5年11月27日（月）から令和6年1月12日まで（金）

※ 郵送の場合は、令和6年1月12日（金）の消印まで有効とします。

※ 宅配便の場合は、令和6年1月12日（金）午後5時必着とします。

3. 送付先

甲賀広域行政組合 総務課 財政係
〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6677番地
甲賀広域行政組合衛生センター内

4. 提出部数

1部

5. 有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

6. 申請資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。（消費税又は地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出すること。）
- (3) 建設業法第3条の規定による許可を受けている建設業者であること。
- (4) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等に参加していること。
- (5) 営業を開始して、審査基準日（令和6年1月1日）の前日までに1事業年度（1事業年度は12箇月とする）以上経過していること。

(6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 契約締結又は契約の履行に当たり、アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 次のいずれかに該当する者ではないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」）に加入していること。

7. 入札参加希望業種

(1) 管内業者の方は別表1に掲げる15業種の内から **1業者3業種以内**とします。

(2) 準管内・管外業者の方は別表1に掲げる15業種の内から **1業者2業種以内**とします。

※ 参加希望工事に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査（経審）を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をし、かつ、経営事項審査（経審）の平均完成工事高（2年又は3年平均）が130万円を超えていること。

8. 提出書類

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（指定様式1）

新規・変更の区分に✓を付してください。

（「新規」・・・現在登録のない方。「継続」・・・現在登録のある方。）

(2) 委任状（指定様式2）

支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。

- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(申請日から直近に受けた最新のもの)
「その他の審査項目(社会性等)」欄により社会保険等の加入の有無を確認します。
「有」又は「除外」となっていることを確認してください。
「無」となっている場合、保険料の領収証書等、加入が確認できる資料の写しを提出してください。

(4) 概要調書(指定様式3)

ア 建設業許可

(ア) 許可番号

建設業の許可番号を、許可区分(前2桁:大臣許可「00」、滋賀県知事許可「25」等)と番号(後6桁)の8桁で記入してください。

(イ) 許可年月日

参加希望工事に対応する建設業の許可日(許可更新日)を記入してください。なお、複数ある場合、最も古い年月日を記入してください。

(ウ) 許可業種

入札参加希望の有無に関わらず、一般建設業許可については「1」、特定建設業許可については「2」を記入してください。

※ 支店又は営業所で登録する場合は、当該支店又は営業所で受けている許可に限ります。

建設業の許可一覧

土木工事業	土	電気工事業	電	板金工事業	板	電気通信工事業	通
建築工事業	建	管工事業	管	ガラス工事業	ガ	造園工事業	園
大工工事業	大	タイル・レンガ・ブロック工事業	タ	塗装工事業	塗	さく井工事業	井
左官工事業	左	鋼構造物工事業	鋼	防水工事業	防	建具工事業	具
とび・土工事業	と	鉄筋工事業	筋	内装仕上工事業	内	水道施設工事業	水
石工事業	石	舗装工事業	舗	機械器具設置工事業	機	消防施設工事業	消
屋根工事業	屋	しゅんせつ工事業	しゅ	熱絶縁工事業	絶	清掃施設工事業	清
						解体工事	解

イ 参加希望工事

(ア) 参加希望工事種別及び参加希望工事業種コード

別表1より管内業者にあつては3業種、準管内・管外業者は2業種以内で選択し、業種名及びコード番号を記入してください。

(イ) 新規継続区分

各参加希望工事について、新規に参加する場合は「1」、前年から継続して参加する場合は「2」を記入してください。

(ウ) 対応許可業種の略号

別表1を参照の上、各参加希望業種に対応する建設業許可業種を略号で記入してください。

(エ) 技術職員区分とその人数

下記の技術職員区分「1」「2」「3」に該当する人数を、参加希望工事ごとに実人数で記入してください。**技術者の重複はできません。**なお、各参加希望工事において最低1人の記載がないと、その工事は希望できません。(3つの参加希望工事に入札参加するには、最低でも3人の技術者が必要です。)

※ 登録する本店、支店又は営業所の常勤技術者の人数を記入してください。

※ 甲賀市又は湖南市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合は、技術者報告書(指定様式4)での記載と一致させてください。

【技術職員区分】

「1」	監理技術者資格者証保持者 ※ 実務経験により取得した方も含みます。
「2」	監理技術者資格者証を保有していない方で、資格コード表(別表2)のⅠ又はⅡに○のついている資格の保有者
「3」	上記「1」又は「2」に該当しないその他の技術者で、資格コード表(別表2)のⅢに○のついている資格の保有者 ※ 実務経験が必要な方については、その条件を満たしていることが必要です。

ウ 有資格技術者内訳表

登録する本店、支店又は営業所での令和6年1月1日現在の常勤技術者の人数を記入してください。

※ 常勤技術者は次の(ア)～(キ)をすべて備えている必要があります。

(ア) 令和5年6月30日以前に採用され、令和6年1月1日現在雇用されていること。

(イ) 管内・準管内で登録される方は甲賀市又は湖南市内の本店、支店又は営業所に勤務していること。

(ウ) 所得税の源泉徴収をしていること。(徴収義務のない者は除く)

(エ) 社会保険に加入していること。(加入義務のない者は除く)

(オ) 雇用保険に加入していること。(加入義務のない者は除く)

(カ) 出向者については、転籍出向者(出向先である申請者側で給料の支払い、社会保険等の加入をしている者)であること。

(キ) 給料額が社会通念上妥当であること。

(5) 技術職員名簿の写し(経営規模等評価結果申請書の様式二十五の十一の別紙二)

ア 甲賀市又は湖南市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。

イ 経審の申請時の受付印があるものを提出してください。

(6) 技術者報告書(指定様式4)

ア 甲賀市又は湖南市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。

イ 登録する本店、支店又は営業所の常勤技術者を記入してください。

ウ 技術職員区分「1」「2」「3」については、概要調書(指定様式3)の説明を参照ください。

資格コードは、資格コード表(別表2)の3桁の「コード」を記入してください。

エ 参加希望工事は、「土」「建」「ほ」「水」「園」のように略号での記載も可とします。

オ 参加希望工事は、**技術職員1人につき1種類とし、2種類以上を重複して記載することはできません。**また、**全ての参加希望業種につき、必ず1人以上の技術職員を配置**してください。(3つの参加希望工事に入札参加するには、最低でも3人の技術職員が必要です。)

カ 舗装工事を希望する場合は、舗装施工管理技術者を配置してください。また、舗装工事の希望の有無に関わらず、舗装施工管理技術者については一番右の欄に、1、2級の区分及び資格者証登録番号を記入してください。

キ 現住所は市町村までの記入としてください。

ク 前項の(5)技術者職員名簿に記載されている方で、指定建設業監理技術者資格者証(表裏両面・講習修了証を含む)又は舗装施工管理技術者資格者証を保有している場合は、その写しを添付してください。(有効期限切れは認めません。また申請者が法人の場合、現在の所属の会社名が記載されていることが必要です。)

ケ 前項の(5)技術者職員名簿に記載されていない方を技術者報告書に記載する場合は、**合格証明書の写し及びその者の雇用を証明する書類(健康保険証等)の写し**を添付してください。この場合も、指定建設業監理技術者資格者証(表裏両面・講習修了証を含む)又は舗装施工管理技術者資格者証を保有している場合は、その写しも添付してください。

※ 審査基準日までに合格通知書が発行されている方を技術者報告書に記載することは可能ですが、令和6年4月1日時点で資格者証を所持していることを条件とします。交付後、速やかに資格者証の写しを提出してください。

また、**実務経験者**については前項の(5)技術者職員名簿に記載されている方のみとしますので、**(5)技術者職員名簿に記載されていない方を技術者報告書に記載することはできません。**

コ フラットファイルに綴じる際には、①技術者報告書の次に、②合格証明書等(指定建設業監理技術者資格者証(表裏両面・講習修了証を含む)及び舗装施工管理技術者資格者証を含む)の写しを技術者報告書に記載した技術者の順に綴じてください。(添付が必要な場合のみ)

(7) 企業内同和・人権問題研修実施状況調書(指定様式5)

ア 甲賀市又は湖南市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。

イ 該当が無い場合は「該当なし」欄に✓印を記入してください。

ウ 人権研修に参加したことが分かる書類(受講証・研修のパンフレット等)の写しを添付してください。

※ 本調書(指定様式5)は、記載内容によって入札参加資格審査に影響を及ぼすものではありませんが、人権・環境意識の向上を目的として、添付書類の一部としています。

(8) 資本関係・人的関係調書(指定様式6)

該当が無い場合は「該当なし」欄に✓印を記入してください。

(9) 管内事務所等調書(指定様式7)

甲賀市又は湖南市内にある本店、支店又は営業所で登録する場合のみ提出してください。

※ 支店又は営業所の条件(本組合ホームページに掲載しています。)に該当しないと認めるときは、本店での登録とします。

(10) 履歴(又は現在)事項全部証明書の写し(法人のみ。3ヶ月以内に発行されたもの)

(11) 本店・営業所等一覧表(指定様式8)

ア 本組合と契約を締結する事務所に赤のアンダーラインを引いてください。

イ 内容が同じであれば、任意様式でも可とします。

(12) 納税証明書の写し（3箇月以内に発行されたもの・最新1年（年度）分）

区 分	提 出 書 類
法 人	○国税（法人税・消費税及び地方消費税） ○都道府県税（事業税） ○市町村税（法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税）
個 人	○国税（申告所得税・消費税及び地方消費税） ○都道府県税（事業税） ○市町村税（個人市町村民税・固定資産税・国民健康保険税（料）・軽自動車税）

※ 国税の納税証明書は未納税額のない証明（様式その3の2（個人）又はその3の3（法人））とします。

※ 都道府県税及び市町村税の納税証明書は、委任先がある場合は委任先の所在地のものとし、未納がない証明でも可とします。

※ 設立初年度で納税証明書を取得できない場合は、開設届の写しを添付してください。

※ 消費税又は地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。

(13) 建設業許可証明書又は許可通知書の写し

- ア 建設業許可証明書は3箇月以内に発行されたもの
- イ 許可通知書は申請時において有効期限内であることが分かるもの
- ウ 支店又は営業所で登録する場合は、支店又は営業所の許可が分かるもの（許可申請書の別表など）

(14) 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済事業団等の加入証明書の写し

(15) 工事経歴書（指定様式9）

内容が同じであれば、任意様式でも可とします。

(16) 技術者経歴書（指定様式10）

内容が同じであれば、任意様式でも可とします。

(17) 誓約書（指定様式11）

(18) 役員等名簿（指定様式12）

(19) チェック表（指定様式13）

9. 書類作成上の注意事項

(1) 文字は黒インク又は黒ボールペンを使用してください。タイプ、ゴム印でも可とします。

(2) A4フラットファイル（水色系、留め具が金属でないもの）綴じで、表紙と背表紙に商号又は名称を記載し、前項（8. 提出書類）の順に綴じてください。ただし、チェック表（指定様式13）はファイルに綴じずに、ファイルに挟んで提出してください。

(3) 審査基準日は令和6年1月1日です。

10. 申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請書提出後に商号、所在地、代表者、印鑑、受任者等記載事項及び**技術者報告書（管内・準管内業者のみ）**に記載されている技術者に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書面を添付し「変更届」を提出してください（郵送可）。

「変更届」の様式は本組合ホームページに掲載しています。

なお、経審の更新に関する写しの提出は不要です。

変更の受理通知が必要な場合は、返信用封筒・受付表等を同封してください。

11. 入札参加資格審査申請に係る個人情報の取り扱いについて

提出される従業員などの個人情報に関しては、本人の同意を得た上で提出してください。

なお、提出された入札参加資格審査申請に係る個人情報は、入札参加資格審査、入札及び契約に関する事務のためにのみ利用し、それ以外の目的には一切利用しません。

12. その他

入札又は見積提出を辞退される場合は、必ず辞退届を提出してください。

13. 問い合わせ先

甲賀広域行政組合 総務課 財政係

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6677番地

電 話 0748-62-0056

別表1

工事業種コード	許可建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事(01)	★土木一式工事	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・コンクリート工事	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	鋼構造物工事	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
建築一式工事(02)	★建築一式工事	建築一式工事
	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
ほ装工事(03)	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
電気設備工事(04)	★電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設置工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事(05)	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
管工事(06)	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事(下水道法による流域処理施設に排水するものを除く)
	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
水道施設工事(07)	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
機械設備工事(08)	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗装工事(09)	塗装工事	塗装工事(交通安全施設に伴う塗装を除く)、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造園工事(10)	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事(造園工事に伴うもの)
さく井工事(11)	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事(12)	鋼構造物工事	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
法面処理工事(13)	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	とび・土工・コンクリート工事	現場吹付法砕石工事、アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事、客土吹付け工事、植生ネット工事

建築付帯工事(14)	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、建築物解体工事
	解体工事	建築物解体工事
	屋根工事	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事	タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
	防水工事	防水工事(建築物に伴うもの)
	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建築一式工事	文化財建築修理工事※
大工工事	文化財建築修理工事大工工事※	
清掃施設工事(15)	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

- 注1 管内・準管内業者の入札参加要件等に対応する客観事項評点(経審の総合評定値(P点))及び平均完成工事高の実績は、★印を付した許可建設工事の種類で判断します。(ただし、土木一式工事を希望する場合は、土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の総合評定値等で判断します。)
- 注2 ※印を付した建築付帯工事の建築一式・大工工事における入札参加については、文化財建造物修理工事あるいは社寺建造物修理工事の実績が必要です。

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
	001	法第7条第2号イ該当			○
	002	法第7条第2号ロ該当			○
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)			○
	004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)			○
建設業法	111	一級建設機械施工技士	○		
	212	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)		○	
	113	一級土木施工管理技士	○		
	214	二級土木施工管理技士(土木)		○	
	215	〃(鋼構造塗装)		○	
	216	〃(薬液注入)		○	
	120	一級建築施工管理技士	○		
	221	二級建築施工管理技士(建築)		○	
	222	〃(躯体)		○	
	223	〃(仕上げ)		○	
	127	一級電気工事施工管理技士	○		
	228	二級電気工事施工管理技士		○	
	129	一級管工事施工管理技士	○		
	230	二級管工事施工管理技士		○	
133	一級造園施工管理技士	○			
234	二級造園施工管理技士		○		
建築士法	137	一級建築士	○		
	238	二級建築士		○	
	239	木造建築士		○	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	○		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	○		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	○		
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	○		
	145	機械・総合技術監理(機械)	○		
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	○		
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	○		
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	○		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	○		
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	○		
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	○		
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	○		
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	○		
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	○		
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士		○	
	256	第二種電気工事士			○
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)			○
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者			○
水道法	265	給水装置工事主任技術者			○

別表 2

資格コード表 No. 2

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
消防法	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）		○	
	271	〃（2級） 3年			○
	172	左官（1級）		○	
	272	〃（2級） 3年			○
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）		○	
	273	〃 〃 〃 〃（2級） 3年			○
	166	ウェルポイント施工（1級）		○	
	266	〃（2級） 3年			○
	174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（1級）		○	
	274	〃 〃 〃（2級） 3年			○
	175	給排水衛生設備配管（1級）		○	
	275	〃（2級） 3年			○
	176	配管・配管工（1級）		○	
	276	〃 〃（2級） 3年			○
	177	タイル貼り・タイル張り工（1級）		○	
	277	〃 〃（2級） 3年			○
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		○	
	278	〃 〃（2級） 3年			○
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・ コンクリート積みブロック施工		○	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級） 3年			○
	180	石工・石材施工・石積み（1級）		○	
	280	〃 〃 〃（2級） 3年			○
	181	鉄工・製罐（1級）		○	
	281	〃 〃（2級） 3年			○
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）		○	
	282	〃 〃 〃（2級） 3年			○
	183	工場板金（1級）		○	
	283	〃（2級） 3年			○
	184	板金（「建築板金作業」）・建築板金・板金工（「建築板金作業」）（1級）		○	
	284	〃 〃 〃（2級） 3年			○
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）		○	
	285	〃 〃 〃（2級） 3年			○
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）		○	
	286	〃 〃（2級） 3年			○
	187	ガラス施工（1級）		○	
	287	〃（2級） 3年			○
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）		○		
288	〃 〃 〃（2級） 3年			○	
189	建築塗装・建築塗装工（1級）		○		
289	〃 〃（2級） 3年			○	
190	金属塗装・金属塗装工（1級）		○		
290	〃 〃（2級） 3年			○	
191	噴霧塗装（1級）		○		
291	〃（2級） 3年			○	
167	路面標示施工		○		

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
職業能力開発促進法	192	畳制作・畳工（1級）		○	
	292	〃 〃（2級） 3年			○
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		○	
	293	〃 〃 〃 〃 〃 〃（2級） 3年			○
	194	熱絶縁施工（1級）		○	
	294	〃（2級） 3年			○
	195	建具制作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		○	
	295	〃 〃 〃 〃 〃（2級） 3年			○
	196	造園（1級）		○	
	296	〃（2級） 3年			○
	197	防水施工（1級）		○	
	297	〃（2級） 3年			○
	198	さく井（1級）		○	
298	〃（2級） 3年			○	
その他	061	地すべり防止工事 1年			○
	062	建築設備士 1年			○
	063	計装 1年			○
	064	基幹技能者		○	
	060	解体工事		○	
	099	その他			○

備 考

- ・資格区分の欄に（年数）が記載されている資格は、取得後に当該年数の実務経験が必要です。（平成15年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の2級に合格された方は、取得後実務経験1年です。）